

大田区立安方中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改正

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、強い危機感をもって職務にあたらなければならない。同時に、絶対にいじめをおこさないという強い決意をもつことも重要である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」、「大田区いじめ防止対策推進条例」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「大田区立安方中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1条 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のための、いじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等で行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

第4条 いじめ問題の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携・協力し、日常

的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめを生まない・許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを理解し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校が、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会全体で取り組む

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対し規範意識を養うための家庭教育などに努めるとともに、当該生徒をいじめから守る必要がある。また、保護者や地域住民には、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう求めていく。

第5条 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、「大田区いじめ防止基本方針」等に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「大田区立安方中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

(1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、各学年主任、養護教諭及び特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」は、生徒及び保護者に対して組織の存在及び活動を、学校ホームページ等で周知する。また、事案を適切に解決するための相談・通報の窓口であることを知らせる。

(3) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校長に報告し、組織的な対応につなげていく。重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校のもとに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に、「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、いじめを行わない態度を養う。
- ・生徒がいじめ防止について主体的に考え、生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・校内研修等、OJTの充実を通じて教職員の対応力を向上させる。
- ・SNS等によるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・家庭訪問や教育相談、学校だより等を通じた家庭との連携を強化する。

(2) 早期発見

- ・日常的な会話や観察を通して、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するように努める
- ・定期的なアンケート調査や、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や、相談窓口の周知による相談体制を整備する。

- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教員で抱え込まず、速やかに校長に報告し、全教員で情報共有した上で組織的に対応する。
- ・いじめられた生徒や、知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを観ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・関係機関や専門家との相談・連携による対応を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対応を行う。
- ・謝罪が行われたとしても、生徒が苦痛を感じているならば解消したとはいえない。いじめられた生徒及びいじめた生徒については、引き続き注意深く観察する。

(4) 重大事態への対応

※「重大事態」とは、

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがある。
- ・重大事態の発生が確認されたら、直ちに教育委員会に報告する。
 - ・いじめられた生徒の安全を確保し、必要に応じて心のケアをする。
 - ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
 - ・関係機関や専門家との相談・連携による対応を行う。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対応を行う。
 - ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、及び第三者委員会が行う調査に協力する。